様式第5号（第17条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査申出書受理通知書

　　　　年　　月　　日付けで提出のあった審査申出書の受理について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、今後の審査の日程につきましては、市長から弁明書が提出され次第、連絡します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査申出人 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 決定の内容 | |  |
| 備考 | |  |

（注）

１　審査委員会の決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日から６か月以内に裁判所に訴訟を提起することができます。

２　審査の申出が受理された日から30日以内に審査の決定がないときは、その審査の申出を却下する旨の決定があったものとみなすことができます。